もしものPL事故に備える保険

呆險制度

生産物賠償責任保険(中小企業製造物責任制度対策協議会用)



【 商工3団体による中小企業会員のための全国制度 】

~ 中小企業のための専用商品設計によりご加入いただきやすい保険料を実現 ~



本制度に加入できる方は、中小企業基本法に定められている中小企業者のうち、中小企業製造物責任制度対策協議会を構成する3団体(日本商工会議所、 全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会)のいずれかの傘下団体に属する方に限られます。これらの3団体の傘下団体を脱退し、保険加入期間開始 日時点で非会員となった場合は、この保険にはご加入できませんのでご注意ください。

※LPガス販売、旅館経営、航空機(部品を含む)製造、専門職業人(税理士、薬局、薬店等)等の方は、本制度の対象にはなりません。 ※医薬品·生薬·漢方薬製造·工事業等を行っている会員企業様は「リコール費用担保特約」を付帯できません。 ※中小企業等協同組合法に規定する組合については、引受保険会社までお問い合わせください。

新 規・更 新

- □振込期間 ◆ 2012年4月1日~5月31日
- □保険期間(加入期間) ♦ 2012年7月1日午後4時~2013年7月1日午後4時 🗓 □加入期間 🔷 振込月の翌々月1日午前0時~2013年7月1日午後4時

中途加入

- □振込期間 (金) 毎月1日~末日(6月以降)

中小企業製造物責任制度対策協議会

日本商工会議所·全国商工会連合会·全国中小企業団体中央会